

議案第 9 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 1 1 年川崎市条  
例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「解体等作業」を「解体等工事」に改める。

第 2 条第 9 号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」  
に改める。

第 6 3 条第 1 項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層  
住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第 6 章第 8 節の節名を次のように改める。

第 8 節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止

第 6 7 条の 2 の見出しを「（解体等工事に係る調査の結果の届出）」に改  
め、同条第 1 項を次のように改める。

大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）第 1 8 条の 1 5 第 1 項又は  
第 4 項の規定による調査（以下「解体等工事に係る調査」という。）の結

果、建築物等に同法第2条第11項に規定する特定建築材料（以下「特定建築材料」という。）の使用が確認されたときは、同条第12項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）（規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。）を施工しようとする事業者は、同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）の開始の日の14日前までに、解体等工事に係る調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

第67条の2第2項及び第3項を削り、同条第4項中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に、「特定排出等工事」を「特定工事」に、「第1項の規定による調査」を「解体等工事に係る調査」に改め、同項を同条第2項とする。

第67条の3第1項を削り、同条第2項中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同項を同条とする。

第67条の4を次のように改める。

#### 第67条の4 削除

第67条の5第1項中「石綿排出等作業（特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。この条において同じ。）」を「特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第18条の17第1項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの（以下この条において「石綿排出等作業」という。）」に改め、同項第2号中「特定排出等工事」を「特定工事」に改め、同項第4号中「石綿含有建築材料」を「特定建築材料」に改める。

第67条の6第1項中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に、「しようとする」を「要する特定工事を施工しようとする」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条第2項中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条第3項中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第67条の7中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改める。

第67条の8を次のように改める。

#### 第67条の8 削除

第67条の9の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改め、同条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第67条の2第3項」を「第67条の2第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第4号を削り、第5号を第2号とし、同項第6号中「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「、石綿排出等作業」を「、その届出に係る特定粉じん排出等作業」に、「作業実施基準」を「大気汚染防止法第18条の14に規定する作業基準」に、「係る石綿排出等作業」を「係る特定粉じん排出等作業」に改め、同条第3項中「第18条の15第2項」を「第18条の17第2項」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条第4項を削る。

第67条の10の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を次のように改正する。

第67条の2を次のように改める。

#### 第67条の2 削除

第67条の3中「特定工事を施工しようとする」を「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第12項に規定する特定工事（以下「特定工

事」という。) (規則で定めるものに限る。) を施工しようとする」に改め、  
「特定粉じん排出等作業」を「同条第11項に規定する特定粉じん排出等作業 (以下「特定粉じん排出等作業」という。)」に改める。

第67条の5第1項第4号中「おける」の次に「大気汚染防止法第2条第11項に規定する」を加える。

第67条の9第1項第1号中「第67条の2第1項、」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第9号及び第63条第1項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の条例第67条の2から第67条の10までの規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事 (第1条の規定による改正前の条例第67条の2第3項又は第4項の規定による届出がされた石綿排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの (以下「届出がされた未着手の工事」という。)) を除く。) について適用し、同日前に着手した建設工事 (届出がされた未着手の工事を含む。) については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

大気汚染防止法の一部改正に伴い、建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止に係る規定を整備し、並びに都市計画法の一部改正により用途地域に田園住居地域が追加されたことに伴い、悪臭及び騒音の防止に係る規定の対象となる地域に田園住居地域を加えるため、この条例を制定するものである。